社会福祉法人京都市社会福祉協議会補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，京都市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発展及び社会福祉に関する活動の活性化により，地域福祉の推進を図るため，社会福祉法第１０９条第１項，第３項及び第４項に基づき社会福祉法人京都市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が実施する事業に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し，京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか，必要な事項を定めることとする。

（交付の対象）

第２条　補助金は，市社協が実施する事業に要する経費のうち，次の各号に掲げるものであって，市長が必要と認めるものについて交付する。

（１）社会福祉団体，行政機関，その他関係諸団体との地域における連携及び連絡調整

（２）学区社会福祉協議会等に対する活動支援

（３）その他地域福祉を目的とする事業の円滑な執行及び健全な発達を図るために必要な事業

（４）前３号に掲げる事業に係る状況把握及び事業の活性化に向けた助言・指導等の運営統括

２　対象経費は前項各号に掲げるもののうち，人件費及び事務費とする。ただし，他の補助金，委託料等の特定の財源が充当されている経費を除く。

（補助金の額）

第３条　補助金の額は，予算の範囲内において，前条に定める経費のうち市長が必要と認める額とする。ただし，市長が特に必要があると認めるときは，この限りではない。

（交付の時期）

第４条　補助金は前金払とすることができる。

（交付の申請）

第５条　条例第９条の規定による申請は，市社協補助金交付申請書（第１号様式。以下「申請書」という。）によって，事業開始までに，次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

（１）定款

（２）事業計画書

（３）収支予算書

（４）その他市長が必要と認める書類

（標準処理期間）
第６条　市長は，条例９条による申請が到達してから１４日以内に条例第１０条各項の決定をするものとする。

（事業完了の届出）
第７条　条例第１８条の規定による実績報告は，市社協補助金に係る事業の実績報告書（第２号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。
（１）事業報告書
（２）収支決算書
（３）その他市長が必要と認める書類

（補則）
第８条　この要綱の施行において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は，保健福祉局長が定める。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は，平成２２年４月１日から施行する。

（経過措置）
２　この要綱による改正前の社会福祉法人京都市社会福祉協議会補助金交付要綱（以下「旧交付要綱」という。）に基づき，平成２２年３月３１日までに交付決定を行った補助金については，旧交付要綱の規定は，なお従前の例による。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は，平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）
２　この要綱による改正前の社会福祉法人京都市社会福祉協議会補助金交付要綱（以下「旧交付要綱」という。）に基づき，平成２８年３月３１日までに交付決定を行った補助金については，旧交付要綱の規定は，なお従前の例による。

第１号様式（第５条関係）

第　　号
平成　　年　　月　　日

（あて先）京　都　市　長

所在地
社会福祉法人京都市社会福祉協議会
会長　　㊞

平成　　年度社会福祉法人京都市社会福祉協議会補助金交付申請書

上記補助金の交付について，社会福祉法人京都市社会福祉協議会補助金交付要綱第５条の規定に基づき，下記のとおり申請します。

記

１　事業の内容

２　補助金交付申請額　　金　　円

３　添付資料
（１）定款
（２）平成　　年度事業計画書及び収支予算書

４　事業開始及び完了予定期日
平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日

第２号様式（第７条関係）

第　　号
平成　年　月　日

（あて先）京　都　市　長

所在地
社会福祉法人京都市社会福祉協議会
会長　　㊞

平成　　年度社会福祉法人京都市社会福祉協議会補助金に係る事業実績報告書

平成　　年　　月　　日付け第　　号をもって交付決定通知を受けた上記補助金に係る事業について，社会福祉法人京都市社会福祉協議会補助金交付要綱第７条の規定に基づき，下記のとおり実績を報告します。

記

１　補助金額　　金　　円

２　完了年月日　　平成　　年　　月　　日

３　添付書類　　平成　　年度事業報告書及び収支決算書